

特に優れた業績による返還免除に申請する者のうち
平成 29 年 4 月～12 月に奨学金の貸与が終了した方へ

奨学金は、貸与終了翌月から数えて7ヶ月目から返還金の引き落としが開始されます。したがって、「特に優れた業績による返還免除」制度に申請を予定している者であっても、平成 29 年 4 月～12 月に貸与が終了した者については、採否の結果（6月頃）が到来する前に引き落としが開始されることとなります。

そのため、申請者（申請予定者も含む）のうち、平成 29 年 4 月～12 月に貸与が終了した者については、引き落としの猶予手続きが必要となります。該当する場合は、下記のとおり手続きを行ってください。

●提出書類

(1) 「奨学金減額返還願・奨学金返還期限猶予願」

※ 「願出の事由」欄のその他にを記入し、() 内に「優れた業績免除申請中」と記入のうえ、必要事項を記入すること。

※ 様式は、教務チーム（理学部 1 号館 1F 105 号室）で配付、または理学部ホームページ院生向けお知らせからダウンロード可能。

<http://www.s.u-tokyo.ac.jp/ja/current/info-grad.html>

(2) 「業績優秀者返還免除申請書」（様式 1）の写し

(3) 返還免除に申請していることの証明書

※ 理学部学務課教務チームで発行します。所属専攻事務室で証明書発行のための「研究科長印押印願い」をいただいてから、理学部学務課教務チーム（理学部 1 号館 1 階 105 号室）までお越しくください。

●提出先

本部奨学厚生課奨学チーム（学生支援センター 1F）

●提出期限

平成 30 年 1 月 31 日（水）